

令和 年度 鯖江市公共施設使用料減免申請書

令和 年 月 日受付

鯖江市長 殿

団体名  
 代表者職  
 代表者氏名  
 住 所  
 電話番号 ( ) -

鯖江市公共施設使用料の減免について、鯖江市使用料減免規程第6条第1項の規定により、関係資料を添えて次のとおり申請します。

利用施設名	
活動目的 および内容	
備 考  ※該当する□にレ点を記入してください	<input type="checkbox"/> 当団体は、 <u>地区の公共的団体</u> であり、その目的のために施設を使用します。 <input type="checkbox"/> 当団体は、 <u>青少年健全育成を目的とする団体</u> であり、児童生徒を対象とした活動のために施設を使用します。 <input type="checkbox"/> 当団体は、 <u>障がい者団体</u> であり、その目的のために施設を使用します。 <input type="checkbox"/> 当団体は、 <u>地区の公共的団体の上部団体</u> であり、その目的のために施設を使用します。 <input type="checkbox"/> 当団体は、 <u>上記のいずれにも属さない公共的団体</u> であり、その目的のために施設を使用します。
	<input type="checkbox"/> 当団体の活動は、収支を伴いません。

提出資料一覧（提出必須、様式自由）

- 構成員名簿（氏名、住所および年齢または所属・学年等が分かるもの）
- 団体規約や入会案内など、活動目的および活動内容が分かる書類
- 会費を徴収している場合は、用途を含めて収支が分かるもの（予算書など）および前年度の決算書（見込み可） ※収支がない場合は、備考の□にレ点を記入してください。

<処理欄>

前年度より継続 ・ 新規、その他

使用料決定区分	決定理由（減免規程）	減免期間	令和 年 月 日から	
			令和 年 月 日まで	
<input type="checkbox"/> 免除する	第2条第3 4 5 6号			
<input type="checkbox"/> 減額する(80%)	第3条第3号	財務政策課長	所管課長	施設長
<input type="checkbox"/> 減額する(30%)	第4条第2号			
<input type="checkbox"/> 減額しない				

## 地区公民館等市内公共施設使用料減免団体一覧表

対 象 団 体	対 象 施 設	減免状況	申請の有無
<b>地区で活動する公共的団体</b> (文化講座および開放学校除く) ・各地区区長会 ・各地区老人クラブ ・各地区各種実行委員会 ・各地区女性会 等	地区公民館等 地区体育館等 小中学校	免除 第2条(3)	<u>施設ごとに 申請が必要</u>
<b>市内保育所(園)、認定こども園、幼稚園、 小・中・高校および高専</b>	全ての施設	免除 第2条(2)	申請不要
<b>青少年健全育成団体</b> ・スポーツ少年団 ・総合型地域スポーツクラブ (青少年健全育成団体に限る) ・PTA 等	全ての施設	免除 第2条(4)	<u>施設ごとに 申請が必要</u>
<b>障がい者団体</b> ・鯖江市視覚障害者福祉協会 ・鯖江市聴覚障害児者友の会 ・鯖江市肢体障害者福祉協会 ・鯖江市心身障害児(者)協会 ・鯖江市精神障がい児(者)福祉協会 等	全ての施設	免除 第2条(5)	<u>施設ごとに 申請が必要</u>
<b>地区で活動する公共的団体の上部団体</b> ・鯖江市区長会連合会、・鯖江市連合女性会 ・鯖江市老人クラブ連合会 ・鯖江市赤十字奉仕団 ・鯖江市母子寡婦福祉連合会 等	全ての施設	免除 第2条(6)	<u>施設ごとに 申請が必要</u>
<b>上記以外の公共的団体</b> ・鯖江市文化協議会 ・鯖江市くらしをよくする会 ・鯖江市医師会 ・総合型地域スポーツクラブ(青少年健全育成 団体を除く) 等	全ての施設	80%減額 第3条(3)	<u>施設ごとに 申請が必要</u>
<b>文化講座登録団体</b> <b>開放学校利用登録団体</b>	地区公民館等 地区体育館等 小中学校	80%減額	申請不要
<b>鯖江市および附属機関</b> (ただし、その施設に事務所を置き、事務・事業 を行う場合を除く)	全ての施設	80%減額	申請不要
<b>鯖江市および附属機関</b> (その施設に事務所を置き、事務・事業を行う場 合)・健康づくり課 ・地区公民館 等	その課等が事務所を 置く施設	免除	申請不要
<b>指定管理者</b> (施設の維持費を負担している団体)	その団体が維持費を 負担している施設	免除	申請不要

- ・空調の使用については使用料金減額前の20%を徴収します。ただし、使用料が免除の団体については空調の料金も免除となります。なお、上記にかかわらず、総合体育館およびスポーツ交流館の空調料金は既定の料金とし、免除団体についても有料です。